トロント大学夏季英語研修・参加条件

手配旅行でご紹介する研修へのお申し込みは以下の条件でお受けします。

プログラムの範囲

(1) このパンフレットで紹介するプログラムは、ここに記載する申込み条件に基づき UTS 国際教育センター（株式会社ユーティエス、以下「当社」といいます）が、トロント大学サマーコースへの参加申込手続きの代行、出発にあたっての情報提供などを行なうものであり、課程修了・資格取得などを保証するものではありません。受入機関での研修内容は各教育機関が独自に企画・運営・提供するもので、当社が自ら研修に関するサービスの提供を行なうものではありません。
(2) この研修は参加者の要望に沿ったサービスの手配を引き受ける「手配旅行」です。あらかじめ旅行内容等が決められている「募集型企画旅行」ではありません。
(3) このプログラムで当社が提供するサービスは以下の通りです。
■入学申込み手続き代行：入学願書の取寄せ、入学願書の作成、入学希望校への書類の送付および研修費用の送金、入学許可証（またはそれに代わるもの）取り寄せを行ないます。
■宿泊手続きの代行：研修期間に合わせた寮の申込み手続きを行ないます。
■渡航手続きの案内：旅券・査証等の申請方法を案内します。旅券の取得はご本人で行なっていただきます。査証の取得も原則としてご本人で行なっていただきますが、査証の種類により取得代行を行なう場合があります。申請の代行を依頼される場合は所定の労金を申し受け、別途契約として代行を行ないます。
■交通機関等の旅行手配：参加者の希望により、トロントまでの日本からの航空便手配を希望に応じ別途契約として申し受けます。

お申し込み条件

(1) 当プログラム申込条件をよく理解し、受入国の法令および規則を遵守できる心身共に健全な 18 歳以上の人。
(2) 20 歳未満の方は保護者の同意が必要です。
(3) 身体の不自由な方で特別な配慮を必要とする方はその旨を事前にお申し出下さい。可能かつ合理的範囲内でこれに応じます。尚、この場合医師の診断書を提出していただくことがあります。状況に応じて介護者や同伴者の同行を条件とさせていただくか、場合によってはお断りする場合があります。
(4) 下記の事由によりお申込みをお断りする場合があります。
■申込者が未成年で、親権者の同意がない場合。
■申込み期限あるいは留学時期までに留学手続きが完了できる見通しがつかない場合。
■申込者が受入国の法令、公序良俗に反する行為をする恐れがある、または受入校の研修の円滑な実施に支障をきたす恐れがあると当社が判断した時。
■主催機関から入学が許可されなかった場合。
■その他、当社の業務上の都合があるとき。

お申し込み

お申し込みの際には申込書の提出と、申込金（52,000 円、当社にて航空便手配を行う場合は、追加で 15,000 円）をお支払い頂きます。お申し込みの成立は当社がお申込書と申込金を受領した時点とします。

研修費用のお支払い

トロント大学にて受入れが確定した時点で、留学費用、および航空券代金等の旅行手続き諸費用の合計の請求書を発行します。指定された期日までにお支払い下さい。

お申込み後の取消し

【トロント大学サマーコース　参加取消条件】
(1) 参加者は以下に定める取消し料を支払っていつでも留学を取消すことができます。
(2) 取消し料は、現地の受入日を基準として算定致します。
【取消しの方法】
電話のみによる取消し、変更はお受けできません。当社営業時間内に、書面にてお知らせ下さい。

《プログラム費用の取消し料》 ※トロント大学の規定に準じます

取消日	取消料
お申込日～ 6/17	52,000 円 （当社手続費用 + 登録費）
6/18 ～ 7/1	52,000 円 + 残金の 50%
7/2 以降	全額

《航空券の取消し料》

取消日	取消料
お申込日～ 5/31	15,000 円
6/1 ～ 6/29	30,000 円
6/30 ～ 7/28	80,000 円
7/29 以降	全額

【返金の手続き】
研修開始前の取り消しにより、当社から返金がある場合は、上記の取消し料を差し引き、返金を行います。
【当社からの解約】
申込者に下記の事由が生じた場合、当社は参加者に通告の上、この条件に基づく契約を解約することができるものとします。
（1）申込者が虚偽の申告をしたとき。
（2）病気その他の事由により申込者がプログラムを続行できないと判断したとき。
（3）申込者又はその関係者が、他の申込者に迷惑を及ぼし、若しくはプログラムの円滑な運営を妨げたとき又はその可能性が極めて高いとき。
（4）天災地変、戦乱又は暴動、運輸機関等の事故又は争議行為、官公庁の命令、その他事業者の責に帰さない事由により、プログラムの実施が不可能になり、又は不可能になる可能性が極めて高いと判断したとき。
（5）申込者が定められた期日までにプログラムへの参加に必要な書類を送付しなかったとき。
（6）申込者が長期にわたり連絡不能又は所在不明となったとき。
（7）申込者が定められた期日までに対価を支払わなかったとき。
前項に基づき解約された場合、既に支払われた費用については一切返金いたしません。また、解約により発生した申込み学校にたいするキャンセル料や損失は、申込者が負担するものとし、別途請求致します。

免責事項

当社は次に例示するような当社の責によらない事由により、申込者が現地学校のプログラムに参加できなかった場合および出発時期が変更になった場合には、責任を負いません。
(1) 申込者がパスポートまたはビザを取得できず、日本出国もしくは渡航先国に入国拒否された場合。
(2) ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
(3) 郵便事情及び学校の事情等、当社が管理しえない事由により入学許可やその他の書類が届かずビザ申請手続きが遅延した場合。
(4) 申し込んだコース又は宿泊施設が定員に達して、手続できない場合。
(5) 天災、地変、戦乱、暴動、ストライキ等における不慮の災難、その他不可抗力による場合。
(6) 渡航後はご本人の責任において行動していただきます。ご本人の故意、過失、受入国の法令・公序良俗もしくは受入校・滞在先の公序良俗などに違反する等の行為によって生じた責任・損害等は全て参加者個人の責任となります。よって現地での学校生活、及びその滞在中の事故などのについて当社は一切の責任を負いません。また、それらの行動により当社が損害を受けた場合は、当社は参加者ご本人からの損害賠償を申し受けます。
(7) 現地の祝日、学校が定める休校日の授業は行われません。この場合、授業料に関する払い戻しもありません。休校日の予定は変更・追加される場合があります。
(8) 当社は受入機関から送られてくる最新情報に基づき、留学プログラムのご紹介・手続きを行ないますが、各受入機関の事情により、受入条件・研修内容・滞在先・費用・その他プログラムに関して予告無しに変更される場合や実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手次第、ご本人に連絡いたしますが、留学プログラムに関する変更や中止については責任を負いません。

その他

(1) お客様と当社の契約は出発前に当社が事前に手配を行なった研修期間および滞在期間の終了日までとなります。
(2) 当社はいかなる場合も、研修の再実行は行いません。

UTS 国際教育センター
株式会社ユーティエス
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷 2-12-15
日本薬学会 長井記念館ビル 1 F
TEL 03-6418-0711
FAX 03-6418-0712
e-mail: info@uts-japan.co.jp
観光庁長官登録旅行業第714号
JATA （社）日本旅行業協会 正会員

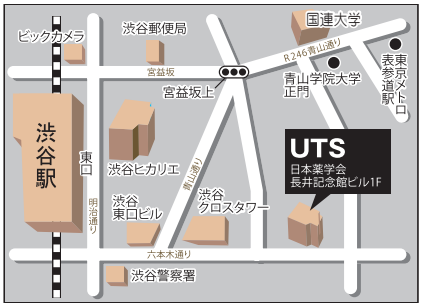

プログラムの質問は
こちらから